

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和3年12月20日
【中間会計期間】	第70期中（自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日）
【会社名】	東日本建設業保証株式会社
【英訳名】	East Japan Construction Surety Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 原田 保夫
【本店の所在の場所】	東京都中央区八丁堀2丁目27番10号
【電話番号】	03（3552）7520（代表）
【事務連絡者氏名】	総務部総務課長 山川 博之
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区八丁堀2丁目27番10号
【電話番号】	03（3552）7520（代表）、03（3552）7526
【事務連絡者氏名】	総務部総務課長 山川 博之、経理部経理課長 渡辺 純也
【縦覧に供する場所】	東日本建設業保証株式会社 栃木支店 （栃木県宇都宮市築瀬町1958番地1） 東日本建設業保証株式会社 静岡支店 （静岡県静岡市駿河区南町18番1号） 東日本建設業保証株式会社 愛知支店 （愛知県名古屋市東区武平町5丁目1番地）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第68期中	第69期中	第70期中	第68期	第69期
会計期間	自平成31年 4月1日 至令和元年 9月30日	自令和2年 4月1日 至令和2年 9月30日	自令和3年 4月1日 至令和3年 9月30日	自平成31年 4月1日 至令和2年 3月31日	自令和2年 4月1日 至令和3年 3月31日
売上高 (千円)	8,268,202	8,461,310	5,042,064	13,908,781	14,235,310
経常利益 (千円)	2,081,362	4,620,803	3,999,653	4,219,884	7,031,721
親会社株主に帰属する 中間（当期）純利益 (千円)	1,324,459	3,075,235	2,389,749	2,712,417	4,858,970
中間包括利益又は包括 利益 (千円)	1,470,078	4,202,212	2,911,136	849,028	9,821,824
純資産額 (千円)	197,517,383	200,858,546	206,508,599	196,896,333	206,478,157
総資産額 (千円)	214,385,385	219,288,254	228,904,851	217,085,660	228,747,828
1株当たり純資産額 (円)	49,379.35	50,214.64	51,627.15	49,224.08	51,619.54
1株当たり中間（当 期）純利益 (円)	331.11	768.81	597.44	678.10	1,214.74
潜在株式調整後1株当 たり中間（当期）純利 益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	92.1	91.6	90.2	90.7	90.3
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	6,379,845	9,102,986	4,916,145	3,853,486	10,349,730
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△3,420,920	△4,172,169	△2,199,274	△4,275,801	△7,090,421
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	△2,352,416	△3,442,134	△2,744,966	906,287	△1,077,252
現金及び現金同等物の 中間期末（期末）残高 (千円)	6,591,784	7,957,931	8,623,209	6,469,248	8,651,305
従業員数 (人)	331	339	345	324	334

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 令和2年3月31日）等を第70期中間連結会計期間の期首から適用しており、第70期中間連結会計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第68期中	第69期中	第70期中	第68期	第69期
会計期間	自平成31年 4月1日 至令和元年 9月30日	自令和2年 4月1日 至令和2年 9月30日	自令和3年 4月1日 至令和3年 9月30日	自平成31年 4月1日 至令和2年 3月31日	自令和2年 4月1日 至令和3年 3月31日
売上高 (千円)	8,144,428	8,349,094	4,932,041	13,658,791	14,011,144
経常利益 (千円)	1,971,280	4,540,283	3,905,892	4,054,720	6,877,276
中間（当期）純利益 (千円)	1,261,837	3,032,977	2,337,978	2,624,400	4,777,342
資本金 (千円)	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000
発行済株式総数 (千株)	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
純資産額 (千円)	195,905,324	199,322,216	204,202,511	195,437,784	204,175,887
総資産額 (千円)	209,516,438	214,382,772	223,791,016	208,389,982	220,454,212
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	60.00	60.00
自己資本比率 (%)	93.5	93.0	91.2	93.8	92.6
従業員数 (人)	254	262	269	248	257

- (注) 1. 中間連結財務諸表を作成しており、中間財務諸表に1株当たり純資産額、1株当たり中間純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益を注記していないため、1株当たり純資産額、1株当たり中間（当期）純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益の記載を省略しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 令和2年3月31日）等を第70期中間会計期間の期首から適用しており、第70期中間会計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動也没有ありません。

3【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

令和3年9月30日現在

セグメントの名称	従業員数（人）
保証事業	345
合計	345

（注）従業員数については、就業人員数を表示しております。

(2) 提出会社の状況

令和3年9月30日現在

従業員数（人）	269
---------	-----

（注）従業員数については、就業人員数を表示しております。

(3) 労働組合の状況

労働組合との間に特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

(1) 経営方針

当中間連結会計期間において、当社グループが定めている経営方針に重要な変更はありません。

(2) 経営環境及び優先的に対処すべき課題

当中間連結会計期間において、当社グループの経営環境及び優先的に対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた事項はありません。

2【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、又は前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績

当中間連結会計期間におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響からの持ち直しの動きが続いているものの、個人消費で弱い動きが見られるなど、依然として厳しい状況にあります。

国の令和3年度公共事業関係費は、前年度当初予算と同水準の6兆695億円となり、この中で、防災・減災、国土強靱化関連予算として前年度当初比8.6%増の3兆7,591億円が計上されました。

一方、地方財政計画における投資的経費のうちの地方単独事業費は、前年度比1.6%増の6兆2,137億円となりました。

このような状況ではあったものの、東日本大震災復興事業が津波被災地において概ね完了したこと等を反映し、前払金保証取扱高は、件数で76,029件（前年同期比3.7%減）、保証金額で1兆9,190億円（同10.5%減）、保証料で58億2,338万円（同11.0%減）となり、契約保証取扱高は、件数で53,932件（同4.0%減）、保証金額で2,910億円（同4.1%減）、保証料で17億2,298万円（同4.2%減）となりました。（前払金保証及び契約保証取扱高の保証料については、当中間連結会計期間に契約した保証契約の保証金額に対する保証料総額を記載しております。）

契約保証予約（いわゆる「入札ボンド」）は、件数で1,718件、予約手数料で1,125万円となりました。

保証事故は、前払金保証と契約保証を合わせて、件数で12件、弁済及び弁済予定金額で5,824万円となりました。

また、地域建設業経営強化融資制度に基づく出来高融資事業、下請債権保全支援事業に基づく保証ファクタリング事業等の金融事業による収入は、4,653万円となりました。

この結果、当中間連結会計期間の親会社株主に帰属する中間純利益は、23億8,974万円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末と比べ2,809万円減少し、当中間連結会計期間末には86億2,320万円となりました。

また、当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローは次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当中間連結会計期間において営業活動の結果得られた資金は、49億1,614万円（前中間連結会計期間は、得られた資金91億298万円）となりました。

これは主に、税金等調整前中間純利益が36億2,033万円であったこと、営業貸付金の減少額が19億3,800万円であったこと、前受収益の増加額が24億9,490万円であったこと及び法人税等の支払額が16億2,312万円であったことなどによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当中間連結会計期間において投資活動の結果使用した資金は、21億9,927万円（前中間連結会計期間は、使用した資金41億7,216万円）となりました。

これは主に、投資有価証券の取得及び有価証券・投資有価証券の償還・売却による純額の支出が8億4,600万円であったこと及び長期貸付けによる支出が13億円であったことなどによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当中間連結会計期間において財務活動の結果使用した資金は、27億4,496万円（前中間連結会計期間は、使用した資金34億4,213万円）となりました。

これは主に、短期借入金の減少額が25億450万円であったことなどによるものであります。

(3) 保証実績等

保証実績等は、以下のとおりであります。

① 保証種別・被保証者別、保証件数・保証金額・保証料

保証種別	被保証者別	当中間連結会計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)			前年同期比		
		件数 (件)	保証金額 (千円)	保証料 (千円)	件数 (%)	保証金額 (%)	保証料 (%)
前払金保証	国	4,840	327,687,866	1,016,531	△3.2	△21.5	△22.0
	独立行政法人等	1,685	197,744,601	632,150	11.1	△15.0	△15.5
	都道府県	30,014	613,072,229	1,824,288	△1.4	△2.8	△3.2
	市区町村	36,817	664,602,488	1,987,078	△6.3	△11.9	△12.2
	地方公社	836	19,559,070	59,709	△0.7	△5.3	△4.3
	その他	1,837	96,413,873	303,622	1.4	8.6	8.5
	計	76,029	1,919,080,128	5,823,380	△3.7	△10.5	△11.0
契約保証	国	2,502	37,765,008	243,428	△11.2	△10.3	△9.6
	独立行政法人等	947	25,640,400	173,954	11.9	23.4	24.0
	都道府県	19,610	89,170,587	502,641	△2.2	△1.2	△1.6
	市区町村	29,016	120,197,071	686,357	△5.3	△7.7	△8.2
	地方公社	482	2,692,372	15,695	7.8	△1.7	△4.2
	その他	1,375	15,600,260	100,909	2.6	△10.1	△11.8
	計	53,932	291,065,700	1,722,986	△4.0	△4.1	△4.2
金融保証	銀行	—	—	—	—	—	—
合計		129,961	2,210,145,828	7,546,366	△3.8	△9.7	△9.5

(注) 保証料については、当中間連結会計期間に契約した保証契約の保証金額に対する保証料総額を記載しております。

② 保証種別・被保証者別保証弁済及び弁済予定金額

保証種別	被保証者別	当中間連結会計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)		前年同期比	
		件数 (件)	保証弁済及び弁済 予定金額 (千円)	件数 (%)	保証弁済及び弁済 予定金額 (%)
前払金保証	国	—	—	—	—
	独立行政法人等	—	—	—	—
	都道府県	2	9,095	△50.0	△53.9
	市区町村	5	20,331	66.7	744.8
	地方公社	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—
	計	7	29,427	0.0	32.8
契約保証	国	—	—	—	—
	独立行政法人等	—	—	—	—
	都道府県	1	7,249	△50.0	△21.2
	市区町村	3	16,289	0.0	118.1
	地方公社	—	—	—	—
	その他	1	5,280	—	—
	計	5	28,818	0.0	72.9
金融保証	銀行	—	—	—	—
合計		12	58,245	0.0	50.0

③ 保証契約の発生及び残高状況

	当中間連結会計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)	
	金額 (千円)	前年同期比 (%)
前期繰越高	958,558,830	5.6
当中間期発生高	2,210,145,828	△9.7
工事出来高等による減額	1,616,052,787	△4.6
差引残高	1,552,651,872	△6.6

(注) 当社の保証債務(契約)の最高残高は、国土交通大臣の承認を経て登録を受けた事業方法書第4条、別則の3第2条及び金融保証事業方法書第2条の規定に基づき、前払金保証事業と金融保証事業を通算して、自己資本(資本金、資本剰余金及び利益剰余金の合計額(ただし、剰余金の配当の予定額を除く。))をいう。)の20倍を超えることができないものとなっております。

(4) 生産、受注及び販売の実績

当社グループの行う業務の特殊性から該当する情報がないため、記載しておりません。

(5) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの当中間連結会計期間の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであり、文中の将来に関する事項は当中間連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

また、当社グループの中間連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。この中間連結財務諸表において採用する重要な会計方針は、「第5〔経理の状況〕1〔中間連結財務諸表等〕(1)〔中間連結財務諸表〕〔注記事項〕（中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）」に記載しているため省略しております。

なお、当中間連結会計期間より、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 令和2年3月31日）等を適用しております。これに伴い、当中間連結会計期間における収入保証料は、前中間連結会計期間と比較して大きく減少しております。そのため、当中間連結会計期間における経営成績に関する説明は、収入保証料については前中間連結会計期間と比較しての増減額及び前年同期比（％）を記載せずに説明しております。詳細は、「第5〔経理の状況〕1〔中間連結財務諸表等〕(1)〔中間連結財務諸表〕〔注記事項〕（会計方針の変更）」に記載のとおりであります。

① 経営成績等

イ. 財政状態

（資産合計）

当中間連結会計期間末の資産合計は、前連結会計年度末に比べ1億5,702万円増加の2,289億485万円（前連結会計年度末2,287億4,782万円）となりました。

流動資産は351億5,355万円（前連結会計年度末392億7,067万円）となりました。これは主に、連結子会社の営業貸付金が19億3,800万円減少したことによるものであります。

固定資産は1,937億5,129万円（前連結会計年度末1,894億7,715万円）となりました。これは主に、投資有価証券が31億1,781万円増加したことによるものであります。

（負債合計）

当中間連結会計期間末の負債合計は、前連結会計年度末に比べ1億2,658万円増加の223億9,625万円（前連結会計年度末222億6,967万円）となりました。

（純資産合計）

当中間連結会計期間末の純資産合計は、前連結会計年度末に比べ3,044万円増加の2,065億859万円（前連結会計年度末2,064億7,815万円）となりました。

ロ. 経営成績

（売上高）

当中間連結会計期間の売上高は、50億4,206万円となりました。

当社グループの主たる事業である前払金保証の収入保証料は35億3,124万円となり、契約保証の収入保証料は13億8,954万円となりました。

保証事業に関連する業務等の売上実績であるその他営業収入は、前中間連結会計期間に比べ1.0%減少して1億2,127万円となりました。

（保証弁済及び保証弁済予定）

保証債務弁済に支払備金繰入を加えた当中間連結会計期間の保証弁済及び弁済予定金額は、前中間連結会計期間に比べ50.0%増加して5,824万円となりました。

（営業利益）

当中間連結会計期間の営業利益は、収入保証料が減少したこと等により、前中間連結会計期間の35億7,528万円に比べ57.4%減少して15億2,477万円となりました。

（経常利益）

営業外収益は、償却債権回収益が増加したこと等により、前中間連結会計期間に比べ136.5%増加して24億7,630万円となりました。また、営業外費用については、前中間連結会計期間に比べ16.1%減少して142万円となりました。

この結果、当中間連結会計期間の経常利益は、前中間連結会計期間の46億2,080万円に比べ13.4%減少して39億9,965万円となりました。

（親会社株主に帰属する中間純利益）

当中間連結会計期間の親会社株主に帰属する中間純利益は、前中間連結会計期間の30億7,523万円に比べ22.3%減少して23億8,974万円となりました。

ハ. キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における資金は、86億2,320万円であります。

当社グループは、事業方法書第17条の規定に基づき、流動性の高い金融資産も保有していることから、将来の予測可能な資金需要に対して不足が生じる事態に直面する懸念は少ないと認識しております。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間において得られた資金は49億1,614万円であります。

当社グループの資金需要は、営業活動については、主に運転資金需要であり、保証債務弁済及び事業経費等の営業費用が主な内容であります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間において21億9,927万円の資金を使用しております。

当社グループは、当社事業の高い公共性に鑑み、資本の一層の充実と今後の事業展開を図るため内部留保に努めており、投資活動の主な内容は、投資有価証券の取得となっております。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間において27億4,496万円の資金を使用しております。

当社グループは、継続的な安定配当を実施していくことを基本と考え、従来より普通配当は1株につき60円の配当を実施しております。

当社グループの運転資金は、内部資金又は借入により調達しております。このうち、借入による資金調達については、全て連結子会社の地域建設業経営強化融資制度に基づく出来高融資事業に関するものであり、金融機関より短期借入金で調達しております。

② 経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

当社グループの経営に影響を与える大きな要因としては、前事業年度の有価証券報告書の「2 [事業等のリスク]」に記載のとおりであります。

法的規制並びに前金払制度等の改変については、前金払制度は建設企業の資金繰りを支え、公共工事の円滑な施工に大きく貢献していることから、発注機関等に対して同制度の有用性を説明し理解を求め、同制度の堅持に努めることにより、業績への影響を軽減します。

公共投資が削減された場合についても、当社グループの業績への影響を軽減するため、発注機関に対して前金払制度の適用範囲の拡大や導入に向けた積極的な働きかけを行います。さらに、新規の建設企業に対する同制度の利用の働きかけを行います。

保証債務弁済については、個々の建設企業の与信管理を適切に行いながら、リスク管理を徹底するとともに、保証事故発生時の弁済額の抑制及び縮減を極力図ることにより、業績への影響を最小限に留めるよう努めます。

③ 資本の財源及び資金の流動性

イ. 資金需要

当社グループの資金需要は、営業活動については、主に運転資金需要であり、保証債務弁済及び事業経費等の営業費用が主な内容であります。投資活動については、投資有価証券の取得が主な内容であります。

ロ. 財務政策

当社グループの運転資金は、内部資金又は借入により調達しております。このうち、借入による資金調達については、全て連結子会社の地域建設業経営強化融資制度に基づく出来高融資事業に関するものであり、金融機関より短期借入金で調達しております。

④ 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

4【経営上の重要な契約等】

当中間連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

5【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	8,000,000
計	8,000,000

②【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行 数（株） （令和3年9月30日）	提出日現在発行数（株） （令和3年12月20日）	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	4,000,000	4,000,000	非上場	当社は単元株制 度は採用してお りません。
計	4,000,000	4,000,000	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

②【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式総 数増減数 （株）	発行済株式総 数残高（株）	資本金増減額 （千円）	資本金残高 （千円）	資本準備金増 減額（千円）	資本準備金残 高（千円）
令和3年4月1日～ 令和3年9月30日	—	4,000,000	—	2,000,000	—	—

(5)【大株主の状況】

令和3年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式（自己 株式を除く。）の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
東日本建設業保証従業員持株会	東京都中央区八丁堀2丁目27番10号	398	9.96
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町1丁目5番5号	200	5.00
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号	200	5.00
ヒューリック株式会社	東京都中央区日本橋大伝馬町7番3号	200	5.00
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1番2号	162	4.05
損害保険ジャパン株式会社	東京都新宿区西新宿1丁目26番1号	106	2.67
株式会社松尾工務店	神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央4丁目38番35号	105	2.63
株式会社りそな銀行	大阪府大阪市中央区備後町2丁目2番1号	88	2.20
株式会社常陽銀行	茨城県水戸市南町2丁目5番5号	80	2.00
一般社団法人新潟県建設業協会	新潟県新潟市中央区新光町7番地5	75	1.88
計	—	1,616	40.41

(6)【議決権の状況】

①【発行済株式】

令和3年9月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	—	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 4,000,000	4,000,000	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	4,000,000	—	—
総株主の議決権	—	4,000,000	—

②【自己株式等】

該当事項はありません。

2【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1. 中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号）第48条及び第69条の規定に基づき、同規則及び「公共工事の前払金保証事業に関する法律施行規則」（昭和27年建設省令第23号。以下「前払金保証事業法施行規則」という。）により作成しております。
- (2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）第38条及び第57条の規定に基づき、同規則及び「前払金保証事業法施行規則」により作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間（自令和3年4月1日 至令和3年9月30日）の中間連結財務諸表及び中間会計期間（自令和3年4月1日 至令和3年9月30日）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (令和3年3月31日)	当中間連結会計期間 (令和3年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	5,536,338	5,409,224
未収保証料	1,648,436	177,559
営業貸付金	2,826,800	888,800
営業未収入金	2,172,756	1,541,656
買取債権	102,315	36,471
有価証券	24,726,394	23,316,366
未収収益	159,015	145,566
その他	※1 2,100,465	※1 3,640,286
貸倒引当金	△1,846	△2,378
流動資産合計	39,270,676	35,153,553
固定資産		
有形固定資産	14,344,228	14,364,236
減価償却累計額	△2,313,669	△2,416,381
有形固定資産合計	12,030,558	11,947,854
無形固定資産	395,684	382,261
投資その他の資産		
投資有価証券	172,528,834	175,646,653
長期貸付金	—	1,300,000
長期末収入金	1,273,713	1,250,082
その他	3,255,702	3,231,786
貸倒引当金	△7,341	△7,341
投資その他の資産合計	177,050,909	181,421,181
固定資産合計	189,477,151	193,751,298
資産合計	228,747,828	228,904,851

(単位：千円)

	前連結会計年度 (令和3年3月31日)	当中間連結会計期間 (令和3年9月30日)
負債の部		
流動負債		
支払備金	44,898	80,180
責任準備金	7,384,722	7,002,207
短期借入金	3,503,600	999,100
電子記録債務	2,077,411	1,686,302
未払法人税等	1,600,977	1,204,499
預り金	184,460	116,581
前受収益	32,009	5,071,330
その他	※2 360,690	※2 364,996
流動負債合計	15,188,770	16,525,198
固定負債		
繰延税金負債	915,354	—
役員退職慰労引当金	216,995	169,206
退職給付に係る負債	5,927,108	5,680,384
資産除去債務	21,442	21,462
固定負債合計	7,080,900	5,871,053
負債合計	22,269,670	22,396,251
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
利益剰余金	197,172,226	196,681,280
株主資本合計	199,172,226	198,681,280
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	6,901,997	7,471,338
退職給付に係る調整累計額	403,933	355,980
その他の包括利益累計額合計	7,305,931	7,827,319
純資産合計	206,478,157	206,508,599
負債純資産合計	228,747,828	228,904,851

②【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】
【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)
営業収益		
収入保証料	8,338,848	4,920,791
支払備金戻入	88,974	6,050
責任準備金戻入	※1 6,015,355	※1 7,384,722
その他	122,461	121,273
営業収益合計	14,565,639	12,432,836
営業費用		
保証債務弁済	35,719	9,095
支払備金繰入	3,103	49,150
責任準備金繰入	※1 7,053,048	※1 7,002,207
事業経費	※2 3,898,487	※2 3,847,610
営業費用合計	10,990,359	10,908,063
営業利益	3,575,280	1,524,773
営業外収益		
受取利息	375,548	329,166
受取配当金	524,930	571,416
償却債権回収益	62,472	1,492,157
雑収入	84,265	83,560
営業外収益合計	1,047,216	2,476,301
営業外費用		
固定資産除却損	148	737
雑支出	1,545	684
営業外費用合計	1,693	1,421
経常利益	4,620,803	3,999,653
特別利益		
投資有価証券売却益	24,453	—
特別利益合計	24,453	—
特別損失		
投資有価証券売却損	—	9,656
投資有価証券評価損	16,186	—
建設キャリアアップシステム支援出捐金	—	369,664
特別損失合計	16,186	379,320
税金等調整前中間純利益	4,629,070	3,620,332
法人税、住民税及び事業税	※3 1,553,835	※3 1,230,583
法人税等合計	1,553,835	1,230,583
中間純利益	3,075,235	2,389,749
親会社株主に帰属する中間純利益	3,075,235	2,389,749

【中間連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)
中間純利益	3,075,235	2,389,749
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	1,091,454	569,340
退職給付に係る調整額	35,523	△47,952
その他の包括利益合計	1,126,977	521,387
中間包括利益	4,202,212	2,911,136
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	4,202,212	2,911,136
非支配株主に係る中間包括利益	—	—

③【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間（自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本			その他の包括利益累計額			純資産合計
	資本金	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利 益累計額合計	
当期首残高	2,000,000	192,553,256	194,553,256	2,701,237	△358,160	2,343,077	196,896,333
当中間期変動額							
剰余金の配当		△240,000	△240,000				△240,000
親会社株主に帰属する中 間純利益		3,075,235	3,075,235				3,075,235
株主資本以外の項目の当 中間期変動額（純額）				1,091,454	35,523	1,126,977	1,126,977
当中間期変動額合計	—	2,835,235	2,835,235	1,091,454	35,523	1,126,977	3,962,212
当中間期末残高	2,000,000	195,388,491	197,388,491	3,792,691	△322,636	3,470,054	200,858,546

当中間連結会計期間（自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本			その他の包括利益累計額			純資産合計
	資本金	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利 益累計額合計	
当期首残高	2,000,000	197,172,226	199,172,226	6,901,997	403,933	7,305,931	206,478,157
会計方針の変更による 累積的影響額		△2,640,695	△2,640,695				△2,640,695
会計方針の変更を反映した 当期首残高	2,000,000	194,531,531	196,531,531	6,901,997	403,933	7,305,931	203,837,462
当中間期変動額							
剰余金の配当		△240,000	△240,000				△240,000
親会社株主に帰属する中 間純利益		2,389,749	2,389,749				2,389,749
株主資本以外の項目の当 中間期変動額（純額）				569,340	△47,952	521,387	521,387
当中間期変動額合計	—	2,149,749	2,149,749	569,340	△47,952	521,387	2,671,136
当中間期末残高	2,000,000	196,681,280	198,681,280	7,471,338	355,980	7,827,319	206,508,599

④【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	4,629,070	3,620,332
減価償却費	221,463	188,422
責任準備金の増減額 (△は減少)	1,037,693	△382,515
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	32,129	△47,788
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	66,035	△235,851
退職給付に係る資産の増減額 (△は増加)	△33,999	△149,604
受取利息及び受取配当金	△900,479	△900,583
投資有価証券売却損益 (△は益)	△24,453	9,656
投資有価証券評価損益 (△は益)	16,186	—
未収保証料の増減額 (△は増加)	△590,010	209,158
営業貸付金の増減額 (△は増加)	2,687,200	1,938,000
営業未収入金の増減額 (△は増加)	1,205,354	631,099
買取債権の増減額 (△は増加)	955,349	65,844
借室保証金の増減額 (△は増加)	1,729	2,147
支払備金の増減額 (△は減少)	△174,061	35,282
未払金の増減額 (△は減少)	△17,120	△8,840
預り金の増減額 (△は減少)	△47,174	△67,879
前受収益の増減額 (△は減少)	△6,265	2,494,906
その他	△496,545	△1,825,818
小計	8,562,102	5,575,967
利息及び配当金の受取額	971,040	963,302
法人税等の支払額又は還付額 (△は支払)	△430,156	△1,623,124
営業活動によるキャッシュ・フロー	9,102,986	4,916,145
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△626,000	△256,000
定期預金の払戻による収入	178,000	255,000
有価証券の償還による収入	12,300,000	12,400,000
固定資産の取得による支出	△41,627	△75,847
固定資産の売却による収入	—	180
投資有価証券の取得による支出	△16,108,568	△14,383,284
投資有価証券の償還による収入	18,103	1,116,909
投資有価証券の売却による収入	84,760	20,371
長期貸付けによる支出	—	△1,300,000
その他	23,163	23,395
投資活動によるキャッシュ・フロー	△4,172,169	△2,199,274
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の増減額 (△は減少)	△3,202,800	△2,504,500
配当金の支払額	△239,334	△240,466
財務活動によるキャッシュ・フロー	△3,442,134	△2,744,966
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	1,488,682	△28,095
現金及び現金同等物の期首残高	6,469,248	8,651,305
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 7,957,931	※ 8,623,209

【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 1社

連結子会社の名称

(株)建設経営サービス

(2) 非連結子会社の名称等

(株)イー・エス・マネジメント

(連結の範囲から除いた理由)

総資産、売上高、中間純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、中間連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

非連結子会社の(株)イー・エス・マネジメント及び関連会社の日本電子認証(株)は、中間純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、重要性がないため、持分法は適用しておりません。

3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

連結子会社の中間期の末日は、中間連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）を採用しております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、債券のうち「取得原価」と「債券金額」との差額の性格が金利の調整と認められるものについては、償却原価法（定額法）により原価を算定しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法）を採用しております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

また、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 責任準備金

責任準備金は、当中間連結会計期間末の未経過保証契約に係る保証金等の支払いを確保するため、「公共工事の前払金保証事業に関する法律」（昭和27年法律第184号）第15条の規定に基づき計算した金額を計上しております。

③ 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に充てるため、役員退職慰労金内規に基づく中間連結会計期間末要支給額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の連結会計年度から損益として処理しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

① 主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容

当社グループは、公共工事の前払金保証事業を主な事業内容としており、公共工事に関してその発注者（以下「被保証者」という。）が前金払をする場合において、請負者（以下「保証契約者」という。）から保証契約締結時に保証期間全体に対する保証料を受け取り、保証期間にわたって、保証契約者がその債務の履行を拒否し、若しくはその責に帰すべき事由によりその債務を履行しないために、被保証者が請負契約を解除したとき等において、被保証者が被る損害金のうち、前金払をした額（出来形払をしたときは、その金額を加えた額）から当該公共工事の既済部分に対する対価に相当する額を控除した残額（前金払をした額に出来形払をした額を加えた場合においては、前金払をした額を限度とする。）を保証契約者に代わって被保証者に支払う義務を負っております。

② ①の義務に係る収益を認識する通常の時点

当該履行義務は時の経過にわたり充足されるため、保証期間に応じて均等按分し、収益を認識しております。

(6) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(7) その他中間連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

固定資産に係る控除対象外消費税等については、法人税法の基準により長期前払消費税等又は発生した連結会計年度の期間費用としており、長期前払消費税等は同法の規定する期間にわたり償却しております。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当中間連結会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、公共工事の前払金保証事業等において、従来は保証料を受領した時に収益を認識しておりましたが、受領した保証料を保証期間の日数に応じて収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当中間連結会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当中間連結会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当中間連結会計期間の中間連結損益計算書は営業収益、営業利益、経常利益及び税金等調整前中間純利益がそれぞれ2,625,575千円減少しております。また、利益剰余金の当期首残高は2,640,695千円減少しております。

当中間連結会計期間の中間連結キャッシュ・フロー計算書は、税金等調整前中間純利益が2,625,575千円減少しております。

1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

なお、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度に係る「収益認識関係」注記については記載しておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 令和元年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当中間連結会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 令和元年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、中間連結財務諸表に与える影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。ただし、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等」の一部を改正する内閣府令(令和2年3月6日内閣府令第9号)附則第6条第2項に定める経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前連結会計年度に係るものについては記載しておりません。

(表示方法の変更)

(中間連結損益計算書)

前中間連結会計期間において、「営業外収益」の「雑収入」に含めていた「償却債権回収益」は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため、当中間連結会計期間より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前中間連結会計期間の中間連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前中間連結会計期間の中間連結損益計算書において、「営業外収益」の「雑収入」に表示していた146,737千円は、「償却債権回収益」62,472千円、「雑収入」84,265千円として組み替えております。

(追加情報)

(会計上の見積りに対する新型コロナウイルス感染症の影響)

前連結会計年度の有価証券報告書の(重要な会計上の見積り)に記載した新型コロナウイルス感染症の収束時期等を含む仮定について重要な変更はありません。

(中間連結貸借対照表関係)

※1 担保受入金融資産

流動資産の「その他」には、現先取引に伴う貸付金が含まれております。これに伴い、担保として受け入れた金融資産の時価は、次のとおりであります。

前連結会計年度 (令和3年3月31日)	当中間連結会計期間 (令和3年9月30日)
1,999,966千円	1,999,985千円

※2 仮払消費税等及び仮受消費税等の表示

仮払消費税等及び仮受消費税等を相殺し、相殺後の金額を流動負債の「その他」に含めて表示しております。

3 保証債務残高

保証契約者等の債務不履行における弁済金を被保証債務とする債務残高（被保証者別）は、次のとおりであります。

前連結会計年度 (令和3年3月31日)	当中間連結会計期間 (令和3年9月30日)
国 222,276,300千円	国 278,041,779千円
独立行政法人等 194,343,635	独立行政法人等 240,527,301
地方公共団体・地方公社 481,059,972	地方公共団体・地方公社 935,791,280
その他 62,490,191	その他 99,547,258
計 960,170,100	計 1,553,907,620

上記のうち、当中間連結会計期間の「国」には、外貨建保証債務（12,846,500千ベトナムドン）を中間連結会計期間末為替レートで換算した62,060千円が含まれております。また、「独立行政法人等」には、外貨建保証債務（238千米ドル）を中間連結会計期間末為替レートで換算した26,741千円が含まれております。

(中間連結損益計算書関係)

※1 責任準備金による季節的変動

未経過保証契約に係る保証金等の支払を確保するため責任準備金を計上しておりますが、中間連結会計期間末において責任準備金の対象となる保証契約は、連結会計年度末に比べ多くなるため、中間連結会計期間と連結会計年度の業績に季節的変動があります。

※2 事業経費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

前中間連結会計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)
給料手当 1,654,420千円	1,679,134千円

※3 簡便法による税効果会計

中間連結会計期間における税金費用については、簡便法による税効果会計を適用しているため、法人税等調整額は、「法人税、住民税及び事業税」に含めて表示しております。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数 (千株)	当中間連結会計期間 増加株式数 (千株)	当中間連結会計期間 減少株式数 (千株)	当中間連結会計期間末 株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	4,000	—	—	4,000
合計	4,000	—	—	4,000

(注) 自己株式は該当事項はありません。

2. 配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
令和2年6月23日 定時株主総会	普通株式	240,000	60	令和2年3月31日	令和2年6月24日

当中間連結会計期間(自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数 (千株)	当中間連結会計期間 増加株式数 (千株)	当中間連結会計期間 減少株式数 (千株)	当中間連結会計期間末 株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	4,000	—	—	4,000
合計	4,000	—	—	4,000

(注) 自己株式は該当事項はありません。

2. 配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
令和3年6月24日 定時株主総会	普通株式	240,000	60	令和3年3月31日	令和3年6月25日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間連結会計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)
現金及び預金勘定	5,613,951千円	5,409,224千円
預入期間が3か月を超える定期預金	△656,000	△286,000
流動資産の「その他」に含まれる短期貸付金	1,999,979	1,999,985
有価証券勘定 (預入期間が3か月以内の金銭信託)	1,000,000	1,500,000
現金及び現金同等物	7,957,931	8,623,209

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。
なお、市場価格のない株式は、次表には含まれておりません（（注2）参照）。

前連結会計年度（令和3年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	154,371,499	154,842,409	470,910
その他有価証券	31,694,488	31,694,488	—
資産計	186,065,987	186,536,898	470,910

当中間連結会計期間（令和3年9月30日）

	中間連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	153,511,986	154,034,600	522,614
その他有価証券	34,083,450	34,083,450	—
資産計	187,595,436	188,118,051	522,614

(注) 1. 「現金及び預金」については、現金であること、預金、「短期貸付金」、「営業貸付金」、「営業未収入金」、「短期借入金」及び「電子記録債務」は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、記載を省略しております。

2. 市場価格のない株式は、「有価証券及び投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	前連結会計年度 (令和3年3月31日)	当中間連結会計期間 (令和3年9月30日)
子会社株式	100,000	100,000
関連会社株式	120,000	120,000
非上場株式	596,490	596,490

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算出した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品

当中間連結会計期間（令和3年9月30日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
(1) 株式	12,605,592	—	—	12,605,592
(2) 債券				
国債・地方債等	4,250,350	2,998,750	—	7,249,100
社債	—	499,250	—	499,250
その他	—	—	—	—
(3) その他	12,229,507	1,500,000	—	13,729,507
資産計	29,085,450	4,998,000	—	34,083,450

(2) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当中間連結会計期間（令和3年9月30日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
債券				
国債・地方債等	—	43,139,032	—	43,139,032
社債	—	107,555,521	—	107,555,521
その他	—	3,340,047	—	3,340,047
資産計	—	154,034,600	—	154,034,600

(注) 1. 債券のうち外国債については、「その他」に区分しております。

2. 私募リート（中間連結貸借対照表計上額10,551,093千円）については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和元年7月4日）第26項に基づき、上表には含めておりません。

3. 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式、国債、地方債及び社債等は相場価格を用いて評価しております。上場株式、国債等は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している地方債及び社債等は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券

前連結会計年度(令和3年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	(1) 国債・地方債等	30,136,651	30,440,170	303,519
	(2) 社債	61,971,661	62,327,544	355,883
	(3) その他	2,500,624	2,542,772	42,147
	小計	94,608,938	95,310,487	701,549
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの	(1) 国債・地方債等	13,499,140	13,437,390	△61,750
	(2) 社債	45,459,979	45,292,632	△167,347
	(3) その他	803,441	801,900	△1,541
	小計	59,762,561	59,531,922	△230,639
合計		154,371,499	154,842,409	470,910

(注) 外国債については、「(3)その他」に区分しております。

当中間連結会計期間(令和3年9月30日)

	種類	中間連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が中間連結貸借対 照表計上額を超えるも の	(1) 国債・地方債等	32,813,630	33,065,022	251,392
	(2) 社債	70,269,559	70,619,588	350,028
	(3) その他	2,500,526	2,538,657	38,130
	小計	105,583,716	106,223,267	639,551
時価が中間連結貸借対 照表計上額を超えない もの	(1) 国債・地方債等	10,099,193	10,074,010	△25,183
	(2) 社債	37,026,345	36,935,933	△90,412
	(3) その他	802,731	801,390	△1,341
	小計	47,928,269	47,811,333	△116,936
合計		153,511,986	154,034,600	522,614

(注) 外国債については、「(3)その他」に区分しております。

2. その他有価証券

前連結会計年度（令和3年3月31日）

	種類	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	(1) 株式	11,395,462	5,505,870	5,889,591
	(2) 債券			
	国債・地方債等	4,872,590	4,799,358	73,231
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	(3) その他	10,970,795	6,870,311	4,100,484
	小計	27,238,847	17,175,541	10,063,306
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	(1) 株式	815,930	885,440	△69,509
	(2) 債券			
	国債・地方債等	1,986,750	2,000,000	△13,250
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	(3) その他	1,652,960	1,700,000	△47,040
	小計	4,455,640	4,585,440	△129,799
合計		31,694,488	21,760,981	9,933,506

（注）非上場株式（連結貸借対照表計上額596,490千円）及び私募リート（連結貸借対照表計上額10,372,750千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当中間連結会計期間（令和３年９月30日）

	種類	中間連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
中間連結貸借対照表計 上額が取得原価を超え るもの	(1) 株式	11,843,239	5,814,136	6,029,102
	(2) 債券			
	国債・地方債等	6,254,350	6,199,234	55,115
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	(3) その他	11,960,407	7,170,006	4,790,400
	小計	30,057,996	19,183,378	10,874,618
中間連結貸借対照表計 上額が取得原価を超え ないもの	(1) 株式	762,353	845,850	△83,496
	(2) 債券			
	国債・地方債等	994,750	1,000,000	△5,250
	社債	499,250	500,000	△750
	その他	—	—	—
	(3) その他	1,769,100	1,800,000	△30,900
	小計	4,025,453	4,145,850	△120,396
合計		34,083,450	23,329,229	10,754,221

（注）非上場株式（中間連結貸借対照表計上額596,490千円）については、市場価格がないことから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。また、私募リート（中間連結貸借対照表計上額10,551,093千円）については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和元年７月４日）第26項に基づき、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 売却したその他有価証券

前連結会計年度（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
(1) 株式	744,043	164,665	△120,628
(2) 債券			
国債・地方債等	—	—	—
社債	—	—	—
その他	—	—	—
(3) その他	—	—	—
合計	744,043	164,665	△120,628

当中間連結会計期間（自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日）

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
(1) 株式	20,402	—	△9,656
(2) 債券			
国債・地方債等	—	—	—
社債	—	—	—
その他	—	—	—
(3) その他	—	—	—
合計	20,402	—	△9,656

4. 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度及び当中間連結会計期間において、減損処理は実施しておりません。

なお、減損処理にあたっては、①下落率が50%以上の場合、②株式等は過去一定期間連続して下落率30%以上50%未満の場合及び③債券はその発行者の格付が「BBB-」以下かつ下落率30%以上50%未満の場合のいずれかに該当したとき、「著しく下落した」と判断し、減損処理を実施しております。

(デリバティブ取引関係)

当社グループは、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当中間連結会計期間（自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日）

（単位：千円）

前払金保証	3,531,249
契約保証	1,389,542
その他	110,797
顧客との契約から生じる収益	5,031,588
その他の収益	10,476
外部顧客への売上高	5,042,064

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「（中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）4. 会計方針に関する事項（5）重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間連結会計期間末において存在する顧客との契約から当中間連結会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

（単位：千円）

	当中間連結会計期間
契約資産（期首残高）	386,718
契約資産（期末残高）	177,559
契約負債（期首残高）	2,576,424
契約負債（期末残高）	5,071,330

（注）1. 当中間連結会計期間に認識した収益のうち、期首時点の契約負債に含まれていた額は1,284,624千円であります。

2. 契約負債の増加は、中間連結会計期間末における未経過保証契約が、連結会計年度末における未経過保証契約に比べ多くなるためであります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

（単位：千円）

	当中間連結会計期間
令和3年度下期	3,909,923
令和4年度上期	497,462
令和4年10月1日以降	663,945
合計	5,071,330

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループの事業は、保証事業ならびにこれらの関連事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

1. サービスごとの情報

当社グループは、単一のサービスの区分の外部顧客への売上高が中間連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、中間連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前中間連結会計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)
1株当たり中間純利益 (円)	768.81	597.44
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する中間純利益 (千円)	3,075,235	2,389,749
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 中間純利益 (千円)	3,075,235	2,389,749
普通株式の期中平均株式数 (千株)	4,000	4,000

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

	前連結会計年度 (令和3年3月31日)	当中間連結会計期間 (令和3年9月30日)
1株当たり純資産額 (円)	51,619.54	51,627.15
(算定上の基礎)		
純資産の部の合計額 (千円)	206,478,157	206,508,599
純資産の部の合計額から控除する金額 (千円)	—	—
普通株式に係る中間期末 (期末) の純資産額 (千円)	206,478,157	206,508,599
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末 (期末) の普通株式の数 (千株)	4,000	4,000

2. 「会計方針の変更」に記載のとおり、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日)等を適用し、「収益認識に関する会計基準」第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。この結果、当中間連結会計期間の1株当たり純資産額及び1株当たり中間純利益はそれぞれ、1,097.79円及び437.62円減少しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2)【その他】

該当事項はありません。

2【中間財務諸表等】

(1)【中間財務諸表】

①【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (令和3年3月31日)	当中間会計期間 (令和3年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,488,919	1,688,831
未収保証料	1,685,079	192,831
有価証券	24,726,394	23,316,366
未収収益	156,818	144,686
その他	※1 2,095,074	※1 3,634,235
流動資産合計	30,152,287	28,976,951
固定資産		
有形固定資産	14,319,037	14,343,188
減価償却累計額	△2,292,573	△2,399,501
有形固定資産合計	12,026,464	11,943,687
無形固定資産	389,051	376,764
投資その他の資産		
投資有価証券	172,264,703	175,382,522
長期貸付金	—	1,300,000
長期未収入金	1,273,713	1,250,082
その他	4,347,991	4,561,006
投資その他の資産合計	177,886,408	182,493,612
固定資産合計	190,301,925	194,814,064
資産合計	220,454,212	223,791,016

(単位：千円)

	前事業年度 (令和3年3月31日)	当中間会計期間 (令和3年9月30日)
負債の部		
流動負債		
支払備金	44,898	80,180
責任準備金	7,384,722	7,002,207
未払法人税等	1,555,928	1,153,991
預り金	103,159	101,558
前受収益	—	5,047,378
その他	※2 284,270	※2 310,271
流動負債合計	9,372,979	13,695,588
固定負債		
繰延税金負債	737,083	—
退職給付引当金	5,937,474	5,701,622
役員退職慰労引当金	206,881	167,367
資産除去債務	21,442	21,462
その他	2,463	2,463
固定負債合計	6,905,345	5,892,916
負債合計	16,278,325	19,588,505
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
利益剰余金		
利益準備金	500,000	500,000
その他利益剰余金		
保証債務積立金	174,994,000	176,494,000
別途積立金	14,000,000	14,000,000
繰越利益剰余金	5,779,889	3,737,172
利益剰余金合計	195,273,889	194,731,172
株主資本合計	197,273,889	196,731,172
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	6,901,997	7,471,338
評価・換算差額等合計	6,901,997	7,471,338
純資産合計	204,175,887	204,202,511
負債純資産合計	220,454,212	223,791,016

②【中間損益計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)	当中間会計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)
営業収益		
収入保証料	8,338,848	4,920,791
支払備金戻入	88,974	6,050
責任準備金戻入	※1 6,015,355	※1 7,384,722
その他	10,246	11,250
営業収益合計	14,453,423	12,322,813
営業費用		
保証債務弁済	35,719	9,095
支払備金繰入	3,103	49,150
責任準備金繰入	※1 7,053,048	※1 7,002,207
事業経費	※2 3,869,765	※2 3,834,645
営業費用合計	10,961,637	10,895,098
営業利益	3,491,786	1,427,715
営業外収益		
受取利息	9,964	11,181
有価証券利息	365,570	317,965
受取配当金	524,456	570,942
償却債権回収益	62,472	1,492,157
雑収入	87,143	86,610
営業外収益合計	1,049,607	2,478,857
営業外費用		
雑支出	※2 1,110	※2 680
営業外費用合計	1,110	680
経常利益	4,540,283	3,905,892
特別利益		
投資有価証券売却益	24,453	—
特別利益合計	24,453	—
特別損失		
投資有価証券売却損	—	9,656
投資有価証券評価損	16,186	—
建設キャリアアップシステム支援出捐金	—	369,664
特別損失合計	16,186	379,320
税引前中間純利益	4,548,550	3,526,571
法人税、住民税及び事業税	※3 1,515,572	※3 1,188,592
法人税等合計	1,515,572	1,188,592
中間純利益	3,032,977	2,337,978

③【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間（自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	利益剰余金						株主資本合計
		利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金 合計	
			保証債務 積立金	別途積立金	建設キャリア アップシステ ム支援積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,000,000	500,000	172,594,000	14,000,000	－	3,642,546	190,736,546	192,736,546
当中間期変動額								
保証債務積立金の積立			2,400,000			△2,400,000	－	－
建設キャリアアップシ テム支援積立金の積立					－	－	－	－
建設キャリアアップシ テム支援積立金の取崩					－	－	－	－
剰余金の配当						△240,000	△240,000	△240,000
中間純利益						3,032,977	3,032,977	3,032,977
株主資本以外の項目の当 中間期変動額（純額）								
当中間期変動額合計	－	－	2,400,000	－	－	392,977	2,792,977	2,792,977
当中間期末残高	2,000,000	500,000	174,994,000	14,000,000	－	4,035,524	193,529,524	195,529,524

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	2,701,237	2,701,237	195,437,784
当中間期変動額			
保証債務積立金の積立			—
建設キャリアアップシ テム支援積立金の積立			—
建設キャリアアップシ テム支援積立金の取崩			—
剰余金の配当			△240,000
中間純利益			3,032,977
株主資本以外の項目の当 中間期変動額（純額）	1,091,454	1,091,454	1,091,454
当中間期変動額合計	1,091,454	1,091,454	3,884,432
当中間期末残高	3,792,691	3,792,691	199,322,216

当中間会計期間（自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	利益剰余金						株主資本合計
		利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金 合計	
			保証債務 積立金	別途積立金	建設キャリア アップシステ ム支援積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,000,000	500,000	174,994,000	14,000,000	－	5,779,889	195,273,889	197,273,889
会計方針の変更による 累積的影響額						△2,640,695	△2,640,695	△2,640,695
会計方針の変更を反映した 当期首残高	2,000,000	500,000	174,994,000	14,000,000	－	3,139,194	192,633,194	194,633,194
当中間期変動額								
保証債務積立金の積立			1,500,000			△1,500,000	－	－
建設キャリアアップシス テム支援積立金の積立					369,664	△369,664	－	－
建設キャリアアップシス テム支援積立金の取崩					△369,664	369,664	－	－
剰余金の配当						△240,000	△240,000	△240,000
中間純利益						2,337,978	2,337,978	2,337,978
株主資本以外の項目の当 中間期変動額（純額）								
当中間期変動額合計	－	－	1,500,000	－	－	597,978	2,097,978	2,097,978
当中間期末残高	2,000,000	500,000	176,494,000	14,000,000	－	3,737,172	194,731,172	196,731,172

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	6,901,997	6,901,997	204,175,887
会計方針の変更による 累積的影響額			△2,640,695
会計方針の変更を反映した 当期首残高	6,901,997	6,901,997	201,535,191
当中間期変動額			
保証債務積立金の積立			—
建設キャリアアップシ ステム支援積立金の積立			—
建設キャリアアップシ ステム支援積立金の取崩			—
剰余金の配当			△240,000
中間純利益			2,337,978
株主資本以外の項目の当 中間期変動額（純額）	569,340	569,340	569,340
当中間期変動額合計	569,340	569,340	2,667,319
当中間期末残高	7,471,338	7,471,338	204,202,511

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）を採用しております。

(2) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(3) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、債券のうち「取得原価」と「債券金額」との差額の性格が金利の調整と認められるものについては、償却原価法（定額法）により原価を算定しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法）を採用しております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

また、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 責任準備金

責任準備金は、当中間会計期間末の未経過保証契約に係る保証金等の支払を確保するため、「公共工事の前払金保証事業に関する法律」（昭和27年法律第184号）第15条の規定に基づき計算した金額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の事業年度から損益として処理しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に充てるため、役員退職慰労金内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

(1) 主要な事業における顧客との契約に基づく主な業務の内容

当社は、公共工事の前払金保証事業を主な事業内容としており、公共工事に関してその発注者（以下「被保証者」という。）が前金払をする場合において、請負者（以下「保証契約者」という。）から保証契約締結時に保証期間全体に対する保証料を受け取り、保証期間にわたって、保証契約者とその債務の履行を拒否し、若しくはその責に帰すべき事由によりその債務を履行しないために、被保証者が請負契約を解除したとき等において、被保証者が被る損害金のうち、前金払をした額（出来形払をしたときは、その金額を加えた額）から当該公共工事の既済部分に対する対価に相当する額を控除した残額（前金払をした額に出来形払をした額を加えた場合においては、前金払をした額を限度とする。）を保証契約者に代わって被保証者に支払う義務を負っております。

(2) (1)の義務に係る収益を認識する通常の時点

当該履行義務は時の経過にわたり充足されるため、保証期間に応じて均等按分し、収益を認識しております。

5. その他中間財務諸表作成のための重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

固定資産に係る控除対象外消費税等については、法人税法の基準により長期前払消費税等又は発生した事業年度の期間費用としており、長期前払消費税等は同法の規定する期間にわたり償却しております。

(2) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、中間連結財務諸表における会計処理の方法と異なっております。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 令和2年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当中間会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、公共工事の前払金保証事業等において、従来は保証料を受領した時に収益を認識しておりましたが、受領した保証料を保証期間の日数に応じて収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当中間会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当中間会計期間の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当中間会計期間の中間損益計算書は営業収益、営業利益、経常利益及び税引前中間純利益がそれぞれ2,625,575千円減少しております。また、繰越利益剰余金の当期首残高は2,640,695千円減少しております。

1株当たり純資産額は1,097.79円減少し、1株当たり中間純利益は437.62円減少しております。

なお、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る「収益認識関係」注記については記載しておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 令和元年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 令和元年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、中間財務諸表に与える影響はありません。

(表示方法の変更)

(中間損益計算書)

前中間会計期間において、「営業外収益」の「雑収入」に含めていた「償却債権回収益」は、金額的重要性が増したため、当中間会計期間より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前中間会計期間の中間財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前中間会計期間の中間損益計算書において、「営業外収益」の「雑収入」に表示していた149,615千円は、「償却債権回収益」62,472千円、「雑収入」87,143千円として組み替えております。

(追加情報)

(会計上の見積りに対する新型コロナウイルス感染症の影響)

前事業年度の有価証券報告書の(重要な会計上の見積り)に記載した新型コロナウイルス感染症の収束時期等を含む仮定について重要な変更はありません。

(中間貸借対照表関係)

※1 担保受入金融資産

流動資産の「その他」には、現先取引に伴う貸付金が含まれております。これに伴い、担保として受け入れた金融資産の時価は、次のとおりであります。

前事業年度 (令和3年3月31日)	当中間会計期間 (令和3年9月30日)
1,999,966千円	1,999,985千円

※2 仮払消費税等及び仮受消費税等の表示

仮払消費税等及び仮受消費税等を相殺し、相殺後の金額を流動負債の「その他」に含めて表示しております。

3 保証債務残高

保証契約者の債務不履行における弁済金を被保証債務とする債務残高(被保証者別)は、次のとおりであります。

前事業年度 (令和3年3月31日)		当中間会計期間 (令和3年9月30日)	
国	222,276,300千円	国	278,041,779千円
独立行政法人等	194,343,635	独立行政法人等	240,527,301
地方公共団体・地方公社	481,059,972	地方公共団体・地方公社	935,791,280
その他	60,878,921	その他	98,291,510
計	958,558,830	計	1,552,651,872

上記のうち、当中間会計期間の「国」には、外貨建保証債務(12,846,500千ベトナムドン)を中間会計期間末為替レートで換算した62,060千円が含まれております。また、「独立行政法人等」には、外貨建保証債務(238千米ドル)を中間会計期間末為替レートで換算した26,741千円が含まれております。

(中間損益計算書関係)

※ 1 責任準備金による季節的変動

未経過保証契約に係る保証金等の支払を確保するため責任準備金を計上しておりますが、中間会計期間末において責任準備金の対象となる保証契約は、事業年度末に比べ多くなるため、中間会計期間と事業年度の業績に季節的変動があります。

※ 2 減価償却実施額

	前中間会計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)	当中間会計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)
有形固定資産	116,069千円	114,117千円
無形固定資産	102,516	72,275

※ 3 簡便法による税効果会計

中間会計期間における税金費用については、簡便法による税効果会計を適用しているため、法人税等調整額は、「法人税、住民税及び事業税」に含めて表示しています。

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式(当中間会計期間の中間貸借対照表計上額は子会社株式1,600,000千円、関連会社株式120,000千円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式1,600,000千円、関連会社株式120,000千円)は、市場価格のない株式のため、記載しておりません。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1 [中間連結財務諸表等] (1) [中間連結財務諸表] [注記事項] (収益認識関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2)【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第69期）（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）令和3年6月25日関東財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

令和3年12月13日

東日本建設業保証株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 内田 和男 印

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 松本 大明 印

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東日本建設業保証株式会社の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（令和3年4月1日から令和3年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、東日本建設業保証株式会社及び連結子会社の令和3年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（令和3年4月1日から令和3年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的な手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- ・中間連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
- ・中間連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の中間監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で中間監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは中間監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

令和3年12月13日

東日本建設業保証株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 内田 和男 印
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 松本 大明 印
業 務 執 行 社 員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東日本建設業保証株式会社の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第70期事業年度の中間会計期間（令和3年4月1日から令和3年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、東日本建設業保証株式会社の令和3年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（令和3年4月1日から令和3年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R L データは中間監査の対象には含まれておりません。